

平成27年7月2 日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第80号の概要

(小売物価統計調査の変更)

小売物価統計調査の概要(1)

調査の目的

国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数（CPI）や、その他物価に関する基礎資料を得ること。

調査の概要（動向編）

調査の沿革

- 昭和25年6月から、月次調査として開始
- 平成25年1月調査から、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、「小売物価統計調査（動向編）」に変更
- 平成27年1月現在、調査市町村は167市町村、約550品目、約860銘柄の価格を調査

調査範囲

- 商品の販売又はサービスの提供を行っている事業所及び民営借家に居住している世帯
 - ・ 約28,000事業所
 - ・ 約25,000世帯

調査事項

- 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金等
〔消費者に販売している通常価格を調査。在庫一掃セール等の特売価格は、原則として調査しない。〕

調査組織

総務省 — 都道府県 — 統計調査員(※) — 報告者

総務省 ————— 都道府県 ————— 報告者

総務省 ————— 報告者

※ 調査員調査については、調査員が調査店舗等において、把握・聞き取った商品の小売価格等を携帯型端末に入力し、総務省統計局に送信

集計事項及び結果公表

- 調査品目の価格
東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで。他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで。
- 消費者物価指数
東京都区部は、原則として、調査月の末日まで。他は、原則として、調査月の翌月の末日まで。

小売物価統計調査の概要(2)

調査の概要（構造編）

調査の沿革

- 昭和42年から5年周期の「全国物価統計調査」として開始
 - 平成25年1月調査から別途実施されていた「小売物価統計調査」との統合に伴い、「小売物価統計調査（構造編）」に変更
- （注）全国物価統計調査としては、平成19年調査を最後に中止
- 以下の3調査で構成
 - ① 地域別価格差調査（56品目） 奇数月調査
 - ② 店舗形態別価格調査（9品目） 偶数月調査
 - ③ 銘柄別価格調査（9品目） 偶数月調査

調査範囲

- 商品の販売又はサービスの提供を行っている事業所（動向編で対象としていない事業所）
 - ・ 地域別価格差 : 約 500事業所
 - ・ 店舗形態別価格 : 約1,000事業所
 - ・ 銘柄別価格 : 約 15事業所

調査事項

- 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金等
〔消費者に販売している通常価格を調査。在庫一掃セール等の特売価格は、原則として調査しない。〕

集計事項及び結果公表

- 地域別価格差 : 調査品目の価格、地域差指数
 - 店舗形態別価格 : 主要品目の店舗の形態別年平均価格
 - 銘柄別価格 : 主要銘柄の年平均価格
- 原則として、調査年の翌年の6月までに公表

（注）調査組織については、動向編のもののうち、統計調査員が行う調査系統のみ。

利活用状況

各種法令に基づく利用

- 国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条の2、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第43条の2、及び国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第72条の3による年金額の改定率の改定の基準
- 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第5条の2による児童扶養手当額の改定比率の基準

行政施策上の利用

- 日本銀行の利用
金融政策運営における物価安定の目標
- 最低賃金、診療報酬の見直しにおける利用
中央及び地方最低賃金審議会の審議、診療報酬の見直しの基礎資料
- 電話料金の上限価格規制のために利用
電話料金の上限価格規制における上限値決定の基礎資料

国際比較のための利用

- 国際比較プログラムのための価格データの提供

地方公共団体の利用

- 都道府県における消費者物価指数の作成